

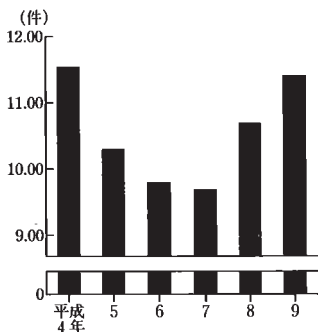
10 安 全

97 刑法犯認知件数

都道府県名	順位	人口千人当たり 刑法犯認知件数(件)	都道府県名	順位	人口千人当たり 刑法犯認知件数(件)
福 岡	1	25.35	福 島	24	11.97
大 阪	2	21.86	宮 崎	25	11.74
東 京	3	19.97	沖 縄	26	11.60
千 葉	4	18.33	山 口	27	11.59
埼 玉	5	17.41	☆ 奈 良	28	11.41
和 歌 山	6	17.33	岩 手	29	11.23
京 都	7	16.96	三 重	30	11.19
滋 賀	8	16.11	熊 本	31	11.09
愛 知	9	15.77	鹿 児 島	32	10.69
広 島	10	15.34	高 根	33	10.47
宮 城	11	15.27	新 潟	34	10.10
全 国	12	15.06	福 井	34	10.10
北 海 道	13	14.88	鳥 取	36	9.78
神 奈 川	14	14.81	山 梨	37	9.76
高 知	14	14.24	大 分	38	9.53
愛 媛	15	13.89	富 山	39	8.58
栃 木	16	13.86	秋 田	40	8.49
岡 崎	17	13.62	佐 賀	41	8.42
静 岡	18	13.12	徳 島	42	8.39
兵 庫	19	12.64	香 川	43	8.20
岐 阜	20	12.55	山 形	44	8.15
茨 城	21	12.47	青 森	45	7.51
群 馬	22	12.28	石 川	46	7.40
長 野	23	12.26	石 長	47	6.60

奈良県の推移

人口千人当たり刑法犯認知件数



関 連 指 標

項 目	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
刑法犯検挙率 (%)	57.5 (17位)	36.3 (39位)	34.1 (41位)	34.7 (40位)	40.0 (33位)	58.0 (15位)
人口千人当たり 窃盗犯認知件数 (件)	10.06 (27位)	14.20 (8位)	14.68 (7位)	19.15 (2位)	11.29 (22位)	15.03 (5位)

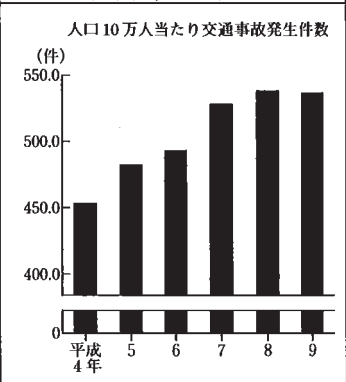
資料出
出方
所等

- 資料出所 警察庁「犯罪統計書」
 - 調査時点 平成9年
 - 調査周期 毎年
 - 算出方法 刑法犯認知件数 ÷ 総人口
- (注) 刑法犯には、交通事故関係を含まない。

98 交通事故発生件数

都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故発生件数(件)	都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故発生件数(件)
福岡	1	918.9	滋賀	24	609.9
群馬	2	854.9	長野	25	605.9
静岡県	3	814.1	山梨	26	605.8
神奈川県	4	749.8	佐賀	27	599.1
石川	5	737.1	埼玉	28	596.9
和歌山	6	735.6	岐阜	29	590.9
茨城	7	732.5	三重	30	558.5
山梨	8	729.2	青森	31	558.1
徳島	9	719.9	福井	32	555.0
愛媛	10	707.6	大分	33	551.9
栃木	11	700.2	新潟	34	542.9
富山	12	688.1	☆奈良	35	537.0
高知	13	676.4	千葉県	36	535.4
京浜	14	674.4	東山	37	528.6
兵庫	15	670.0	山形	38	496.6
香川	16	669.4	長官	39	472.7
愛媛	17	648.5	宮北	40	471.0
鹿島	18	641.6	海	41	451.8
広岡	19	633.6	北島	42	450.1
岡山	20	628.9	岩	43	388.9
大福	21	627.2	島	44	371.1
全	22	618.7	秋	45	364.4
熊	23	618.5	宮	46	360.3
		611.8	沖	47	241.5

奈良県の推移



関連指標

項 目	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
人口千人当たり 道路交通法違反 検挙件数(件) 警察庁 「犯罪統計書」 (平成9年)	44.9 (45位)	79.2 (10位)	102.7 (1位)	83.8 (7位)	96.9 (4位)	63.0 (30位)
人口1万人当たり 交通事故による 緊急出場件数(件) 自治省 「消防白書」 (平成9年)	55.7 (8位)	57.4 (6位)	68.4 (1位)	59.6 (4位)	48.4 (23位)	57.6 (5位)

資料出所等

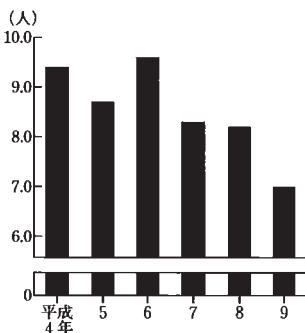
- 資料出所 警察庁「交通年鑑」
- 調査時点 平成9年
- 調査周期 毎年
- 算出方法 交通事故発生件数 ÷ 総人口

99 交通事故死者数

都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故死者数(人)	都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故死者数(人)		
福香茨山滋	井川	1	13.9	愛媛 高知 和歌山 青森	24	9.2	
	城梨	2	13.5		26	9.0	
	賀	3	13.3		27	8.9	
	梨賀	4	12.4		28	8.7	
	賀	5	12.1		29	8.5	
佐徳岐岡三	賀島	5	12.1	広島 富山 千葉 熊本 秋田	30	8.3	
	島	7	12.0		31	8.0	
	阜山	8	11.9		32	7.9	
	山重	9	11.6		32	7.9	
	重	10	11.5		34	7.8	
山栃鳥北宮海	山口	11	11.2	全 国 平 均 ★ 奈 福 沖	均 城 良 岡 縄	7.6 7.1 7.0 7.0 7.0	
	木取	12	11.1				
	取道	12	11.1				
	崎	14	10.8				
	崎	15	10.3				
岩大石鳥群	手分	16	10.2	京 鹿 兵 愛 長	都 島 庫 知 崎	39 39 41 42 43	6.9 6.9 6.8 6.4 6.1
	分川	16	10.2				
	根馬	18	10.1				
	根馬	19	10.0				
	馬	20	9.8				
山長福新	形野	21	9.4	埼 神 奈 大 東	玉 川 阪 京	44 45 46 46 47	5.1 4.7 4.4 4.4 3.2
	野島	21	9.4				
	島湯	23	9.3				
	湯	23	9.3				
	湯	24	9.2				

奈良県の推移

人口10万人当たり交通事故死者数



関連指標

項 目	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
自動車1万台 当たり死者数 (人)	1.3 (30位)	1.9 (2位)	1.4 (22位)	1.0 (42位)	1.3 (30位)	1.4 (22位)
交通事故100件 当たり死傷者数 (人)	119.5 (38位)	133.1 (3位)	124.6 (23位)	117.5 (42位)	122.5 (32位)	122.9 (29位)

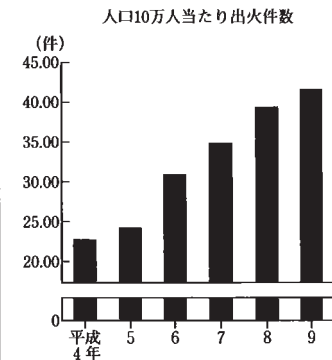
資料出所等

- 資料出所 警察庁「交通年鑑」
- 調査時点 平成9年
- 調査周期 毎年
- 算出方法 交通事故死者数 ÷ 総人口

100 出火件数

都道府県名	順位	人口10万人当たり 出火件数(件)	都道府県名	順位	人口10万人当たり 出火件数(件)
山梨	1	67.02	宮崎	24	48.61
茨城	2	65.03	北海道	25	47.21
静岡	3	63.68	北海	26	45.45
東	4	60.15	和歌	27	45.40
三	5	59.83	青森	28	44.63
栃木	6	58.87	香川	29	44.35
鹿	7	58.13	大分	30	44.31
愛	8	57.37	群馬	31	44.16
広	9	56.86	愛知	32	43.83
島	10	56.77	秋田	33	43.47
長	11	55.21	大	34	42.88
佐	12	54.59	埼	35	42.40
高	13	54.21	山	36	42.16
岐	14	53.48	熊	37	42.02
宮	15	53.31	☆奈	38	41.62
福	16	53.30	滋	39	39.07
千	17	52.31	新	40	38.97
岡	18	51.49	神	41	38.05
鳥	19	51.11	奈	42	36.89
兵	20	51.06	岩	43	35.78
山	21	51.00	沖	44	30.83
徳	22	49.68	石	45	30.26
全	23	49.05	福	46	28.08
国		48.91	京	47	25.57
平			富	48	
崎			山		

奈良県の推移



関連指標

項 目	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
建物火災1件 当たり損害額 (千円)	6,848 (6位)	5,552 (15位)	7,140 (2位)	4,079 (31位)	3,405 (42位)	5,923 (9位)
自主防災組織率(%) (組織されている 地域の世帯数 / 総世帯数) (平成10年4月1日現在)	16.1 (42位)	53.6 (19位)	71.7 (8位)	41.6 (27位)	62.4 (13位)	13.9 (43位)

資料出所 自治省「消防白書」
 調査時点 平成9年
 調査周期 毎年
 算出方法 出火件数 ÷ 総人口

指 標 メ モ

社会奉仕活動

社会奉仕活動とは、児童・高齢者等で援護を必要とする人の福祉増進のための活動、地域社会・住民の安全確保、環境整備など、「他人のための活動」の色彩の強い活動のことをいう。

これらの活動は、報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動の一つをいう。なお、活動のための交通費など実費程度の金額の支払いを受けても、それは報酬とみなさずその活動は社会奉仕活動に含まれる。

刑 法 犯

「刑法」、「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物混入等の防止等に関する特別措置法」及び「サリン等による人身被害の防止に関する法律」に規定する罪などをいう。